

令和 8 年度 第 1 回浜田市特別職報酬等審議会 会議録

日時 令和 8 年 8 月 26 日(水)

9 時 00 分～10 時 45 分

場所 浜田市役所 5 階

全員協議会室

1 開会 (9 時 00 分)

人事課長	ただいまより、第 1 回浜田市特別職報酬等審議会を開催いたします。 委員の皆さま方には、大変お忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。 私は、本審議会の事務局を担当します人事課長の小林と申します。本日は概ね 2 時間程度の会議を予定しています。よろしくお願いいたします。
人事課長	まず資料の確認をさせていただきます。事前配付しております資料 1 から 3 の資料をお持ちいただき、お手元の方に資料がない委員の方につきましてはおっしゃっていただきたいと思います。 また、本日机の上に配付しております資料等につきましては、辞令書、資料 4 の第 1 回浜田市特別職報酬等審議会に係る質問・意見等、移動手段及び口座確認資料、これは、会議終了後事務局に提出をよろしくお願いいたします。第 2 回の開催日意向調査、第 1 回報酬審議会に係る質問・意見票をお手元に配付しております。ご確認ください。 それでは、委員の皆さまは、浜田市特別職報酬等審議会条例に基づき、各団体の代表として推薦をいただきましたので、本日付けで審議会委員に任命させていただきたいと存じます。 辞令書につきましては、先ほど申し上げましたように皆さまの席に配付させていただきましたので、これをもって交付に代えさせていただきます。 なお、任期につきましては、審議会条例第 3 条第 2 項の規定のとおり当該諮問にかかる審議が終了するまでとなります。 さて、本日の審議会の出席者数であります。委員 10 名に対し、7 名のご出席をいただいておりますので、審議会条例第 5 条第 2 項の規定である過半数以上の出席があり、この会議が成立していることをご報告いたします。

	それでは開会にあたりまして、浜田市長がごあいさつを申し上げます。
2 市長あいさつ	
市長	皆さまおはようございます。大変お忙しい中、今日もこのような形でご参集いただきましてありがとうございます。 また日頃から各団体の皆さまにおかれましては、様々な形で浜田市政にご理解ご協力をいただいておりますことをこの場を借りて御礼申し上げます。 今回の特別職の報酬をご審議いただくということでございますが、特別職のこういった報酬等につきましては、市民の方々にしっかりとご理解をいただけるような適正な水準であるということが非常に重要だというふうに考えております。 事務局からも様々な形で情報提供させていただきますが、社会経済情勢の今の状況、そして他自治体の状況をしっかりと踏まえていただきながら、活発なご議論をいただきますようお願いしたいと思います。 答申内容によっては市議会定例会に提案することが生じる可能性もあるということで、短期間に集中してご審議いただくことになりますが、それぞれの団体からご意見いただきますよう、心からお願い申し上げます。冒頭の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。
3 浜田市特別職報酬等審議会の開催趣旨	
人事課長	続きまして、浜田市特別職報酬等審議会の開催趣旨について説明させていただきます。 先ほど、市長が申しましたとおり、今後、報酬等について審議いただくこととなりますので、過去の実績も含め少し説明させていただきます。 最初に、資料1「浜田市特別職報酬等審議会条例」をご覧ください。第2条において「市長は、議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額並びに政務活動費の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。」と規定されています。 市町村合併以降は、平成18年度、21年度、23年度、27年度、令和元年度、5年度に開催しております。

	前回の令和５年度では、浜田市市議会議員の報酬額、市長等の報酬月額についての審議をお願いし、期末手当の役職加算及び支給月額について復元、市議会議員の政務活動費について引き上げの答申をいただいたところでございます。前回の開催から３年が経過しているところでございます。 先ほど説明申し上げたのが、資料２の３ページの中ほどでございます。ここに審議会の開催状況を記載しておりますので、ご確認いただきたいと思います。 こうした現状を踏まえ、委員の皆さまには他市の状況等もご確認いただく中で、当市の適正な報酬額等についてご審議いただきたく存じます。 本日は、委員の皆さまに説明及び資料提供をさせていただき、今後、９～１１月くらいまでのところで２回程度開催し、皆さまのご意見を取りまとめたいと考えておりますので、短期間のご審議になろうと存じますが、よろしくお願いいたします。
委員自己紹介	
人事課長	それでは、委員の皆さまには、席の順に簡単に一言ずつ自己紹介をいただきたいと思います。
各委員	席順により自己紹介
４ 会長の選出及び会長代理の指定	
人事課長	ありがとうございます。それでは、会長の選任に移ります。 審議会条例第４条第１項の規定によれば互選によることとなっております。令和５年度に開催しましたときの委員のうち、この度、引き続き委員となられたのは４名の方（徳富委員、田中委員、金坂委員、豊田委員）であり、その他の委員の方は初めてとなりますので、事務局から会長の提案をさせていただければと考えております。 事務局といたしましては、豊田委員にお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。
	異議なし
人事課長	それでは、会長は豊田委員に決まりましたので、よろしくお願いいたします。では、豊田会長は、中央の会長席へ移動していただきますようお願いいたします。

人事課長	続きまして、審議会条例第４条第３項の規定により、豊田会長に会長代理を指定していただきたいと思います。
豊田会長	会長代理には、前回もご担当いただきました石央商工会の田中委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。
	異議なし
人事課長	それでは、会長代理は田中委員に決まりました。よろしくお願いします。
５ 諮問	
人事課長	続きまして、市長より浜田市特別職報酬等審議会へ諮問を行いますので、豊田会長は会長席の机の前に、市長は事務局席の前へ移動していただきますようお願いします。
市長	（諮問文を読み上げて豊田会長に渡す）
人事課長	ありがとうございました。これで、諮問が終了しました。 市長は、他公務のため、退席とさせていただきます。 豊田会長は、会長席にお戻りください。
	（市長退席）
会長あいさつ	
人事課長	では、改めまして豊田会長には就任の挨拶を一言いただけますでしょうか。
豊田会長	はい。それでは、改めましてよろしくお願いいたします。 この審議会は４年ごとに行って、前回は３年前に行われています。前回は少し改善が伴いましたが、今回も３年前から物価上昇や人件費の上昇で状況もどんどん変わってきておりますし、また市の財政状況も変わってきているかと思しますので、今の状況を踏まえながら、皆さんからぜひ活発なご意見をいただけたらなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。
人事課長	ありがとうございました。それでは、これより議事進行は、豊田会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。
６ 協議事項	
（１）会議の公開・非公開の決定について	
豊田会長	それでは、早速議題に入りたいと思います。

	議題(1)「公開・非公開の決定について」、事務局から説明をお願いします。
給与係長	人事課給与係長の野上と申します。本日はよろしくお願いします。公開・非公開の決定についてご説明いたします。 浜田市附属機関等の会議の公開に関する要綱により、会議は原則公開することとなっております。ただし、会議の内容が不開示情報、その他に該当する場合などは、会議に諮り、議題ごとに非公開とすることができるとされています。この不開示情報にはいくつか項目がありますが、「特定の個人を識別することができるもの、又は公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」や「実施期間並びに国及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ、又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」などが挙げられます。またその他として、「公開した場合、公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められる場合」などに該当する場合、非公開とすることができるとされています。これは、審議妨害や委員に対する干渉等を想定しています。 このような趣旨を踏まえ、公開・非公開について決定をしていただければと思います。
豊田会長	はい。ありがとうございます。 原則は公開というところですが、皆様のご意見を伺いながら議題ごとに非公開と決定した場合は、傍聴者に対して退出を求め、会議録等のホームページも掲載をしないこととなります。 今回の案件は、報酬というセンシティブな内容を審議するということで、「率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が損なわれる」ことや、「公正かつ円滑な議事運営に支障をきたす」ことが懸念されていますが、一個人の報酬ではなく、公人として職務に見合った報酬かどうかを審議するもので、不開示情報に該当するものでは基本的にはないと思いますので、原則論に則り「公開」とし、ただし審議の流れによっては、その都度必要に応じて「非公開」にするということの決定を皆さんで決めていきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

	異議なし
豊田会長	なお、「公開」とする場合は、本審議会後にインターネット上に公開する会議録には発言者名を記載することが原則となりますが、「委員に対する意見」の拡大が懸念されますので、会議録の発言者名は伏せることとしたいと思いますが、いかがでしょうか。
	異議なし
2 協議事項 (2) 議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額並びに政務活動費の額等について	
豊田会長	次は、議題(2)の「議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額並びに政務活動費の額等について」事務局から説明をお願いします。
給与係長	それでは、資料2、資料3の冊子をご覧くださいと思います。 (資料の内容について説明)
豊田会長	この審議会ですが、答申まであと2回程度審議する予定であるということでしたので、詳細な審議は次回以降で行うこととして、本日は全体的なところで事務局に対して質問や追加の資料等必要でしたらお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。
委員	この審議会は、過去3年4年おきに開催されていますが、報酬の検討の際、人件費の上昇や物価高などを次の審議会までの期間分を含めて検討するべきなのか教えていただければと思います。
人事課長	事務局では、近年、2年に一度の開催を想定しております。基本的には、2年スパンでの上昇分ということで想定していますが、近年、毎年度物価高や従業員の賃金改定などが行われる状況であるため、その部分を見越して答申するより、開催間隔を短くし、開催頻度をあげる形のほうが正しく反映していけると思っております。
委員	特別職は、民間の企業で言うと社長、専務の役員のようなものだと考えており、この方々たちの給料は実績などに基づいて決められると思います。従業員である市の一般職は、ベアで守られており、物価上昇も考えて良いと思いますが、特別職の報酬は物価上昇分などを含めて考えるのではなく、3年、5年くらいの間隔で検討すべきだと思います。

人事課長	特別職や委員の報酬というのは、一般職員等の給与改定とは異なる性質のものではありますが、状況として生活給に近いようなものになっているため、そのあたりも含めて皆さまから意見をいただければと思います。
委員	議員報酬が、民間の給与とは違い生活給ではないという本来の趣旨からすると、物価高だから議員報酬を上げるという理由ではなく、活動量の増加等の理由で報酬額をあげるのが良いと思います。 議員さんのアンケートの中に今の報酬では生活できないという意見がありましたが、民間のレベルで考えたら決して少なくないと思います。報酬を上げたから若い人が議員になりたいかと言うと、そうではないと思いますので、報酬だけではなく議員の魅力を上げてほしいと思います。 また、政務活動費の 24 万円については、議員さん個々に使っておられる金額も違ってきます。収支報告についてはホームページにも載っていますが、その目的や成果についての報告があれば良いと思います。
人事課長	議員の活動の対価としての政務活動費の増額というのは、過去の審議会でも意見があり、今回は増額となっています。過去の結果や審議が今回拘束されるわけではありませんが、活動に対しても手厚くすべきだという意見をいただいている状況です。
議会事務局長	前回の審議会での答申を受け、申請書等の様式を改正し、実施の目的を明確にすることや客観的に可視化できるよう改正しました。実際、視察や研修の場合、すぐに市政に反映できるかというところではありますが、報告書に議員の市政に繋げたい思いを書くようにしてきたところです。
委員	多大な責任を持って市政を運営している市長、副市長、教育長と議員は別物という考え方をしていくべきだと思います。
人事課長	情報提供として、令和 7 年、8 年で山陰 12 市の報酬改定をしているところが、12 市中 7 市あり、大体のところが特別職の報酬と議員報酬も一緒に上げている状況にあります。
委員	議員報酬について、令和元年度から据え置きになっていますが、物価上昇を考えるのであれば、令和元年の時点からの上昇を考えるべきではないかと思います。ですが、議員報酬はあくまで生活費ではな

	く、報酬であるため、物価上昇を理由にするのであれば、政務活動費のほうで考えた方が良いと思います。
人事課長	他市の紹介ですが、答申の考え方として過去の物価上昇分をまとめて改定したという市もありました。実際に物価上昇や人事院勧告の反映が決まっているものではないため、どの時点から反映させるべきかご意見、審議いただければと思います。
委員	市長、副市長、教育長についてはアップで考えていきたいと思っています。議員さんについては多くの方々は副業を持たれています。他市で議員の報酬が上がったところは、この度定数を減らしていると思います。浜田市も定数を減らして、その中で割り振りするのが良いと思います。
人事課長	現状として、報酬を検討されるにあたって、定数は切り離せない部分であると思います。本来は別々の権限の話ですが、そのあたりをふまえ、参考にし、議論いただくことは可能です。
委員	市長は、民間で例えると代表取締役であり、重大な責務を持つため、報酬の額は最低でも合併前（カット前）の額にすべきだと思います。副市長、教育長についても、準じて引き上げていくべきだと思います。
委員	特別職や議員報酬のベースを市職員の給与に合わせていますが、そこにベースを置いていいのかと思います。市職員の給与の決め方が人勧や類似団体との比較だと思いますが、浜田市全体の企業の平均給与も参考にすべきであり、将来的に見直していくべきだと思います。
人事課長	ご意見ありがとうございます。市内との水準の乖離の部分や、公務員の場合は国・県・他市の職員との均衡というところもありますが、近年、人事院を含めて給与については、年功序列や職務給の原則といいながら、年功的に昇給していくところなど問題意識を持っているところです。先んじてお伝えしますが、国が給与制度について今後ドラスティックに改正していくと聞いております。
委員	審議するにあたって、資料が他市の比較、実質公債費比率、将来負担比率のみのため、審議するのがつらいというのが正直なところです。物価の情報や民間の給与データや今後の税収の見込みなど、客観的に審議ができるような材料があったらいいと思います。個人的には、特別職の報酬について、もっと上げてよいと思います。

人事課長	今後の見込みの部分が確かにありませんので、収集できる部分については収集いたします。
委員	特別職の報酬について、市内の社長の年収を調べて、そういう部分を参考にしながら審議したらどうでしょうか。特殊事情や財政的なこと、人口や企業のこともあるので。類似団体はあまり関係がないような気がします。類似団体ばかり比較すると、硬直した議論になり、その平均値でやればいいという話になります。
人事課長	上場企業の中においても、具体的に代表取締役の報酬がいくらという公表はないと認識しておりますので、あくまで、市内企業に任意で情報提供いただくということになるかと思います。
委員	商工会議所や商工会に協力してもらうのはいかがでしょうか。
人事課長	次回までの資料ということで、商工会議所や商工会に相談させていただきたいと思います。
委員	資料が乏しいというのはあるかと思います。例えば、現行の給与が 81 万円と言われたときに、それが基本給の人件費の部分にプラス報酬がのっているのか、どういう項目の 81 万円なのかわからないです。その内訳がわかると、それぞれの項目で審議できると思います。また、今の給与のベースになっている金額の根拠がわからないため、それをベースに考えてもよいものなのかと思います。
人事課長	カット前 91 万円、現行の 86 万円までの経緯につきましては、ご説明したとおりですが、91 万円の積算につきましては、審議会で審議いただく中で、他市の状況や職員の給与部分、市長の職務の活動量なども参考にすることが過去あったように思いますが、そういった様々な部分を考慮しての結果となりました。基本的な部分は、昭和まで戻る状況であるため、今までのご意見いただいたようなところも踏まえ、合併前は 91 万円になったという情報しかないところです。報酬月額の根拠としては、職員とは異なり生活給の要素はなく、職務に対しての対価のみということになります。それ以外だと特別職では、通勤の場合、自家用車等を使う場合に交通費相当が出てくるがありますが、それ以外の性質の報酬は、この積算の中には入っていない状況です。過去の経緯の部分も含めて、もう少しわかりやすい資料がありましたら、探してみたいと思います。
委員	平成 31 年度の審議会の中で、議員の常任委員会特別委員会、議会運

	営委員会の委員長、副委員長に加算とありますが、毎月報酬を出される ときに加算するということですか。
人事課長	その通りです。月額に加算されるものです。
委員	議員の報酬は市職員ベースですが、それはどうなのでしょう。三役 は民間企業で例えると、経営者にあたるので、別に考えるべきだと思 います。また、市長の給与が民間の社長としてどうかという視点を持た ないと、他市がいくらですとか、類似団体がいくらということは関係 ないです。浜田市民の声を聞きたければ、市内の企業のデータを出し、 納得してもらおうと、市長の給与が安いという話になると思います。
人事課長	民間企業の調査については、また改めて相談させていただければと思 います。 議員報酬の基準につきましては、過去のところで言うと、特別職の三 役の報酬水準が一般職員と逆転することがないように、審議会の中でも お示しし、判断いただいていた。最近では、一般職員の上昇がなく、 逆転は起こりえない水準だったため、お示ししていませんが、三役の部 分はそうのように判断しています。今までは議員の報酬水準を一般職員 の水準をもとに判断し、議員報酬などの部分を検討しているということ はなかったと思います。参考にしているということもなく、ご意見があ ったり、水準比較したりということはあったかもしれませんが、そのよ うな状況です。
委員	今の浜田市の行財政はかなりいいと聞いています。減額されたとき は、かなり厳しい状況だったため、給料カットということで今までや ってこられたのだと思いますが。三役の報酬というのが、会社の社長 ということであれば、そういうことを考慮してアップすると市民も納 得できるし、もちろん市長の努力によるものだと思いますので、ぜひ 考えてあげてほしいと思います。
人事課長	ご意見ありがとうございます。
豊田会長	他にございませんでしょうか。 いろいろ宿題といたしますが、次回までに揃えていただく資料が多 くなっていますが。全体の何となくのご意見といたしましては、三役 の給料については、値上げを検討してみてもいいのではないかと いうご意見が多いところかなと思います。また、議員の報酬もしくは 政務活動費については、民間の状況も勘案して考えていくべきだ というところや、もし

	くは、物価上昇を加味して考えていくべきだということで、追加の情報をいただけたらと思います。また、浜田市の財政状況の今後の将来予測がどうなっているのかという少し長期的な資料もあわせていただけたらというふうにありましたので、お願いします。 確かに実質公債費比率はよくなっていますが、水道料金を値上げせざるを得ないとか財政状況がよくない部分もあり、今回の値上げをするともし決めたときにどのような影響が出てくるのかということも併せて見ていかなければいけないのかなと思いますので、そちらの情報もお願いできたらと思います。 追加の資料をご覧くださいながら、次回、上昇もしくは据え置き、もしくは変更等ございましたら、具体的なところを決めていけたらと思っています。
7 その他	
人事課長	次回につきましては、資料を早急に準備してまいりたいと思います。その影響も多少あるかもしれませんが、大体9月から10月くらいのところで予定したいと思っています。本日お手元に、9～10月の日程意向調査表を置かせていただいておりますので、ご記入の上、9月4日（金）までに事務局までメール等での送付をお願いいたします。それをもとに決定し、開催日等についてご案内いたします。 また、本日の資料及び説明についての質問事項等ございましたら、お手元に配付しております質問・意見票にご記入の上、こちらも9月4日（金）までにメール等での送付をお願いいたします。なお、提出は任意です。いただいた内容については、第2回目の冒頭で意見についてはご紹介、質問については回答させていただきます。 本日お配りした資料についても、次回ご持参ください。 最後に山根総務部長よりご挨拶させていただきます。
総務部長	失礼いたします。本日は長時間にわたりまして議論のほうお時間とっていただき、大変ありがとうございました。 今日からすでに活発なご意見等たくさんいただいたと思っています。今日は標準的な資料ということでご用意させていただきましたが、今後方針を考えていくにあたりまして、資料等の変更指示もいただきました。全てが十分に揃えられるかわからない部分もあります

	が、こちらの方でできるだけ対応ということで、努めて参りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。 また、本日、それぞれ内容が比較的重い案件というのは確認させていただき、次回以降につきましても、そういった議論をしていただくことになると思いますけれども、引き続き、忌憚のない意見等をいただきながら最終的にどういうふうにするかというところをまとめていただければと思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。今日は大変ありがとうございました。
豊田会長	それでは、以上をもちまして第1回浜田市特別職報酬等審議会を終了いたします。 長時間にわたりご審議いただきましてありがとうございました。

(10 時 45 分閉会、所要時間 1 時間 45 分)